

## 新登別市立図書館基本構想検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 新登別市図書館の整備のための基本構想を策定するにあたり、蔵書規模や必要なサービス内容、利用者の利便性等について専門的かつ客観的な立場から検討を行うため、新登別市立図書館基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、新図書館の基本構想について、次に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 新登別市立図書館基本構想の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想策定に関し教育長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 登別市文化協会から推薦を受けた者
- (2) 登別市連合町内会から推薦を受けた者
- (3) 登別市校長会から推薦を受けた者
- (4) 登別市PTA連合会から推薦を受けた者
- (5) 登別市図書館協議会委員
- (6) 登別市教育委員会が指定する市立図書館利用者
- (7) 公募による市民

3 委員会は、必要に応じて専門的な事項を検討するためのアドバイザーを置くことができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、新登別市立図書館基本構想策定日までとする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその

議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、書面にて会議を開催することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、登別市立図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月23日から施行する。